⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術提案を含む競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。

⒁　本工事は、「共通仮設費のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」等について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合並びに建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策等に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒂　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒃　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒄　本工事は、週休２日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⒅　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⒆　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者、若しくは次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、東北農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

①　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　東北農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事及び鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けている者であること。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２⑴③の再確認を受けた者を除く。

⑤　東北農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記２⑴③の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑥　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　土木工事においては平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。

鋼構造物工事においては平成15年４月１日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、「自ら製作」とは自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものであり、据付も同様である。

イ　同種工事とは、土木工事においては土留め・仮締切工事、鋼構造物工事においては水門扉等工事（河川用水門扉工事、ダム用水門扉工事、樋門・樋管扉工事）とする。いずれも施設規模については問わない。

ウ　当該実績が各地方農政局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑦　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

現場への専任の期間については契約工期が基本となるが、次に掲げる期間にあっては、現場への専任は要しない。ただし、現場への専任を要しない期間であってもｂに該当する場合は、緊急時に迅速な現場対応ができる態勢を整え、打合せ簿等により発注者の確認を得るものとする。

ａ　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間で、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める）

ｂ　農業用水の非かんがい期及び河川の非出水期（10月１日～３月31日）以外の期間であって、工事を全面的に一時中止している期間

ｃ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間（検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨を受注者に通知した日とする）

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする

更に、鋼構造物工事においては本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

また、土木工事の主任技術者又は監理技術者が、鋼構造物工事の資格を有する場合は兼ねることができる。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者